

【必要書類】 原本をお持ちください、コピーをしてお返しします。

1 養育医療申請書	保護者の方が記入してください。
2 養育医療意見書	主治医に記入してもらってください。 ※意見書の内容が不明な場合、必要に応じ健康課から治療内容等を問い合わせる場合があります。
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 住民税額証明書	下記の表を参考に、必要な書類を提出してください。 提出いただく書類の年度につきましては、次のとおりとなっています。 ① 4月 から 6月 に申請される場合 前年度のもの ( 年度) ② 7月 から 翌年3月 に申請される場合 当該年度のもの ( 年度) 住民税課税額が確認できる書類 例 ・ 市民税・都民税特別徴収税額決定通知書 ・ 市民税・都民税(非)課税証明書  ※本市にお住まいの方は、証明書の添付は不要になります。 ※前年度他市にお住まいの方は、番号法制度によるマイナンバーカードの提示により証明書の提出が省略できます。提示できない場合は、住民税が課せられている方全員の証明書を前住地から取り寄せて添付してください。
5 その他	○ 健康保険の加入状況の分かる書類(本人又は扶養する保護者のもの) (例 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」「マイナポータルから被保険者資格情報を印刷したもの」) ○ 申請時には、(個人番号)マイナンバーの記入とそれに伴う身元確認が必要となりますので、マイナンバーカード等を持参ください。(別紙) ○ 乳幼児医療費助成(マル乳)の医療証

区 分		必要な住民税額証明書
1	住民税が課税の方	住民税特別徴収税額決定通知書、または課税決定通知書 住民税課税証明書
2	住民税が非課税の方	住民税非課税証明書
3	生活保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯であることの証明書

※ 住民税(非)課税証明書は、所得のあった翌年1月1日に住所のあった市区町村で発行されます。

【医療券交付後について】

治療を継続する場合	継続協議書	※ 継続協議書(医師と保護者が記入)及び意見書(医師が記入)を提出してください。
転院する場合	新規と同様	※ 転院前の医師には追加意見書、転院後の医師には意見書を記入してもらい提出してください。
住所・保険証等を変更した場合	変更届	※ 養育医療券を持参してください。 (保険証の場合は、新しい保険証を持参してください。)
医療券を紛失した場合	再交付申請書	